

(別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に係る西条市移住支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び西条市から求められた場合には、それに応じます。

- 2 次のいずれかに該当したときには、西条市移住支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に西条市以外の市区町村に転出したとき 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき 全額
 - (4) 愛媛県が交付する起業支援金の交付決定が取り消されたとき 全額
 - (5) 西条市補助金等交付規則第14条各号に掲げる事由に該当したとき 全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に西条市以外の市区町村に転出した場合
半額